九州歯科大学内部質保証のための自己点検・評価実施要領

令和元年　９月１１日

改正　令和２年１０月１２日
改正　令和３年１０月１日
改正　令和４年４月２７日
改正　令和４年１１月２９日
改正　令和５年１１月１７日
改正　令和６年１１月１３日
改正　令和７年３月２８日

（目的）

第１条　九州歯科大学における自己点検・評価に関する基本方針２（１）に定める大学の諸活動を実施する組織（以下「実施組織」という。）が行う、本学の諸活動についての自己点検・評価に関する事務については、この要領に定めるとおりとする。

（自己点検・評価の時期）

第２条　実施組織は、次の各号に掲げる事項について、各年度の１月末までに自己点検・評価を実施し、その結果を速やかに公立大学法人九州歯科大学内部質保証委員会（以下「内部質保証委員会」という。）に報告するものとする。ただし、内部質保証委員会委員の提案により、緊急に自己点検・評価が必要と認められた事項についてはこの限りではない。

（１）独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める大学機関別認証評価の大学評価基準に係る事項

（２）教育・研究、施設及び設備、学生支援、学生受入、その他大学運営に係る大学の諸活動のうち、内部質保証委員会等から自己点検・評価が必要とされた事項

（実施組織と責任体制）

第３条　前条第１号に係る諸活動毎の実施組織と責任体制については、別表１のとおりとする。

２　前条第２号に係る諸活動毎の実施組織と責任体制については、別表２のとおりとする。

（自己点検・評価の実施方法及び改善計画の実施）

第４条　第２条第１号に定める自己点検・評価は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が公表する大学機関別認証評価自己評価実施要項に記載された分析の手順に基づき必要な根拠資料・データを確認し、自己点検・評価チェックシート（様式１）を作成することにより行う。なお、その項目の分析に必要な根拠資料・データを確認できたときは、その事項に関する基準を満たすものと判断する。

２　前項による自己点検・評価の結果、改善すべき点や更なる向上に向けた取り組みがあるときは、様式１により改善計画を策定・実施する。また、その改善計画が達成されるまで、その実施状況を内部質保証委員会に報告する。

３　第２条第２号に定める自己点検・評価は、当該年度の活動実績及び各種アンケート等のデータ・資料に基づき、自己点検・評価チェックシート（様式２）を作成することにより行う。

４　前項による自己点検・評価の結果、改善すべき点や更なる向上に向けた取り組みがあるときは、様式２により改善計画を策定・実施する。また、その改善計画が達成されるまで、その実施状況を内部質保証委員会に報告する。

附　則

この要領は、令和元年９月 11 日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年 10 月 12 日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月 27 日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年 11 月 29 日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年 11 月 17 日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年 11 月 13 日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表1

番号	分析項目	自己点検・評価項目	実施組織	責任者
1	1−1−1	学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成(学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成)が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	内部質保証委員会	学長
2	1−2−1	大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること		
3	1−2−2	教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと		
4	1−3−1	教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	学部教授会 大学院教授会	学部長 大学院研究科長
5	1−3−2	教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること		
6	1−3−3	全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	教育研究協議会	学長
7	2−1−1	大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制(以下「機関別内部質保証体制」という。)を整備していること	内部質保証委員会	学長
8	2−1−2	それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること		
9	2−1−3	施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること		
10	2−2−1	それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1)学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2)教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3)学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること		
11	2−2−2	教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること		
12	2−2−3	施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること		
13	2−2−4	機関別内部質保証体制において、関係者(学生、卒業(修了)生、卒業(修了)生の主な雇用者等)から意見を聴取する仕組みを設けていること	自己評価部会 就職支援会議	自己評価部会長 副学長(就職支援担当)
14	2−2−5	機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果(設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。)を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	内部質保証委員会	学長
15	2−2−6	機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること		
16	2−2−7	機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること		
17	2−3−1	自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること		
18	2−3−2	機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること		
19	2−3−3	機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること		
20	2−3−4	質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること		
21	2−4−1	学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	教育研究協議会	学長
22	2−5−1	教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	事務局	事務局長
23	2−5−2	教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	個人業績評価委員会	副学長(個人業績評価担当)
24	2−5−3	評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	事務局	事務局長
25	2−5−4	授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)を組織的に実施していること	FD・SD実行委員会 FD部会	副学長(FD担当)

別表1

番号	分析項目	自己点検・評価項目	実施組織	責任者
26	2−5−5	教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	学部教授会 大学院教授会	学部長 大学院研究科長
27	2−5−6	教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	学部教授会 大学院教授会 事務局	学部長 大学院研究科長 事務局長
28	3−1−1	毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	事務局	事務局長
29	3−1−2	教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	事務局	事務局長
30	3−2−1	大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	内部質保証委員会	学長
31	3−2−2	法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	内部統制推進委員会	学長
32	3−3−1	管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	事務局	事務局長
33	3−4−1	教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	内部質保証委員会	学長
34	3−4−2	管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント(SD)を実施していること	FD・SD実行委員会 一般SD部会	事務局長
35	3−5−1	監事が適切な役割を果たしていること	内部統制推進委員会	学長
36	3−5−2	法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること		
37	3−5−3	独立性が担保された主体により内部監査を実施していること		
38	3−5−4	監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること		
39	3−6−1	法令等が公表を求める事項を公表していること	内部質保証委員会	学長
40	4−1−1	教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	施設整備委員会	副理事長
41	4−1−2	法令が定める実習施設等が設置されていること		
42	4−1−3	施設・設備における安全性について、配慮していること		
43	4−1−4	教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	情報セキュリティ委員会	副理事長
44	4−1−5	大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	図書館運営委員会	附属図書館長
45	4−1−6	自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること		
46	4−2−1	学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	学生支援対策委員会 就職支援会議	学部長 副学長(就職支援担当)
47	4−2−2	学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	学生支援対策委員会	学部長
48	4−2−3	留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること		
49	4−2−4	障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること		
50	4−2−5	学生に対する経済面での援助を行っていること	事務局	事務局長
51	5−1−1	学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	入試委員会 学部入試委員会 大学院入試委員会	学長 学部長 大学院研究科長
52	5−2−1	学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること		
53	5−2−2	学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること		
54	5−3−1	実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	入試委員会	学長
55	6−1−1	学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	学部教授会 大学院教授会	学部長 大学院研究科長
56	6−2−1	教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること		
57	6−2−2	教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること		
58	6−3−1	教育課程の編成が、体系性を有していること		
59	6−3−2	授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること		
60	6−3−3	他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること		
61	6−3−4	大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	大学院教授会	大学院研究科長

別表1

番号	分析項目	自己点検・評価項目	実施組織	責任者
62	6−4−1	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	学部教授会 大学院教授会	学部長 大学院研究科長
63	6−4−2	各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること		
64	6−4−3	適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること		
65	6−4−4	教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること		
66	6−5−1	学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること		
67	6−5−2	学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること		
68	6−5−3	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	就職支援会議	副学長（就職支援担当）
69	6−5−4	障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	学生支援対策委員会	学部長
70	6−6−1	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	学部教授会 大学院教授会	学部長 大学院研究科長
71	6−6−2	成績評価基準を学生に周知していること		
72	6−6−3	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること		
73	6−6−4	成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること		
74	6−7−1	大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること		
75	6−7−2	大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定していること	大学院教授会	大学院研究科長
76	6−7−3	策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	学部教授会 大学院教授会	学部長 大学院研究科長
77	6−7−4	卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること		
78	6−8−1	標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること		
79	6−8−2	就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	就職支援会議	副学長（就職支援担当）
80	6−8−3	卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	学部教授会 大学院教授会	学部長 大学院研究科長
81	6−8−4	卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	就職支援会議	副学長（就職支援担当）
82	6−8−5	就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること		

別表2

	活動内容	実施組織	責任者
教育・研究	学部における教育・研究活動等に関すること	学部教授会	学部長
	大学院研究科における教育・研究活動等に関すること	大学院教授会	大学院研究科長
施設及び設備	施設・設備の整備と安全等に関すること	施設整備委員会	副理事長
	ICT環境の整備と情報セキュリティに関すること	情報セキュリティ委員会	副理事長
	図書館の運営等に関すること	図書館運営委員会	附属図書館長
	学生の自主的学習環境の整備と運営に関すること	図書館運営委員会	附属図書館長
学生支援	学部学生の生活、健康等に関する支援及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制に関すること	学生支援対策委員会	学部長
	大学院生の生活、健康等に関する支援及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制に関すること	大学院教授会	大学院研究科長
	学生の部活動や自治会活動等の課外活動への支援に関すること	学生支援対策委員会	学部長
	学生の就職支援に関すること	副学長（就職支援担当）	副学長（就職支援担当）
	障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等に関すること	学生支援対策委員会	学部長
学生受入	入学者選抜及び実入学者数に関すること（学部）	入試委員会 学部入試委員会	学長 学部長
	入学者選抜及び実入学者数に関すること（大学院研究科）	入試委員会 大学院入試委員会	学長 大学院研究科長
その他大学運営	その他大学運営に関すること	所管する会議体等	所管する会議体等の長

自己点検・評価チェックシート（様式1） ～独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める大学機関別認証評価の大学評価基準に係る事項～

	担当部局	委員長等	番号	分析項目	自己点検・評価結果 満たしている ：1 満たしていない：2	＜根拠資料＞	説明 ・アンケートにより検証した場合は、根拠としてアンケート分析結果を記載してください。 ・前年度【A】【B】に記載した内容（内部質保証委員会委員の指摘により追記した内容を含む）の進捗状況も記載してください。	改善すべき点又は更なる向上に向けた取組 【A】	改善計画 【B】 ※スケジュールを具体的に示してください。	委員による 事前審査欄
領域1										
領域2										
領域3										
領域4										
領域5										
領域6										

自己点検・評価チェックシート（様式2）
～　大学の諸活動に係る本学独自の事項　～

番号	実施組織名	責任者名	自己点検・評価項目	1.活動実績及び自己点検・評価の内容 ・簡潔に記入してください。また、その根拠となる資料の名称を記入してください。 ・アンケートにより検証した場合は、根拠としてアンケート分析結果を記載してください。 ・昨年度【A】【B】に記載した内容（内部質保証委員会委員からの指摘により追記した内容を含む）の進捗状況も記載してください。	2.改善すべき点等の有無 ⑴今後も今年度と同様の取組を継続する ⑵改善すべき点、又は更なる向上に向けた取組がある	3.改善すべき点とその改善方策、又は更なる向上に向けた取組の内容【A】	4.改善計画（改善方策の実施計画、又は更なる向上に向けた取組の実施計画）【B】 ※スケジュールを具体的に示してください。	5.その他	委員による事前審査欄